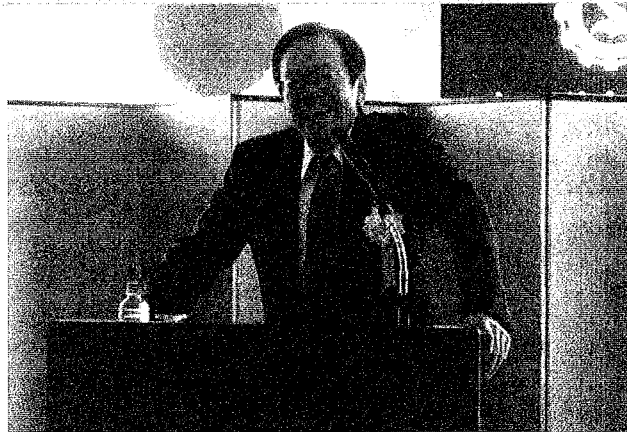


# 河辺雄和商工ニュース

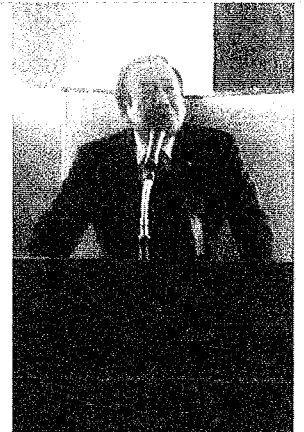
## 「新春の集い」盛会裏に終了



挨拶をする伊藤会長



講演をする佐々木久春先生



市長代理の小国商工部長



会長の挨拶を聞く参加者



開宴の挨拶をする木村副会長

### 「新春の集い」に約100名参加

去る1月5日(土)に秋田椿台カントリークラブのレストランを会場に、河辺雄和商工会と雄和法人経営者協会の共催による「新春の集い」が開催されました。「新春の集い」には、会員や来賓合わせて約100名が参加し、秋田大学・秋田県立大学名誉教授の佐々木久春先生の講演を聴き、今年一年の事業繁栄に期待しながら新年をお祝いいたしました。

### CONTENTS

- 1頁・・・「新春の集い」盛会裏に終了
  - 2頁・・・今年一年の躍進に期待(新春の集い)
  - 3頁・・・(全国展開支援事業)数々の成果残し無事終了・ロゴマーク使用者募集
  - 4頁・・・パートタイム労働法が変わります
- ～平成20年4月1日施行～

# 今年の一年の躍進に期待

新春の集いは、予定どおり午後二時三十分には河辺雄和商工会齊藤副会長の開式のことばで開会し、河辺雄和商工会伊藤商工会長が「県や市から商工会への補助金が年々減額されていく中、既存の事業をいくつか組み合わせる等で節約をし、金のかからない工夫をする等しながら、今後次行への取り組みを考えていきたい。」と述べ、



佐々木県連総務企画部長

今年度、中小企業庁より八百万円の補助金をいただいで実施している「WELCOM E J A N G O まるごと河辺雄和」の事業内容と雄物川観光船「悠久ライン」の運航開始について報告をした。最後に、「今後、商工業発展のために、地域の皆さんから頼



佐々木先生の講演を聞く参加者

られる商工会になるように頑張っていくので、会員並びに関係機関の方々より一層のご協力を賜るようお願いする」とし、挨拶を終えた。次に秋田市市長代理で出席した秋田市商工部小国部長が、「全国的に中小企業が厳しい状況下であり、引き続き商工業施策を重点的に取り組んでいく予定である。また、今年度河辺雄和商工会が実

施している全国展開支援事業は、大いに期待しており、今後も地域と共に歩む商工会として頑張っていく」と市長からのメッセージを代読した。また、秋田県商工会連合会会長の代理で出席した佐々木総務企画部長は、商工会を取り巻く環境の変化と今後商工会が生き残っていくための三つの改革として組織改革・構造改革・人材改革について述べ、商工会の事業の柱として「儲かる企業づくり」と「元気のある地域づくり」を紹介、挨拶とした。



乾杯の音頭を取る鳥井秋田市議会教育産業委員長

休憩を

挟んだ後に、新春講演会として、秋田大学名誉教授・秋田県立大学名誉教授であり



祝賀会で談笑する参加者

地域文化研究会 A K I T A の主宰である佐々木久春先

生が約一時間に亘り「酒を読むー現代文学から」という演題での講演を行ってくださった。古典や現代文学の中に出てくる酒にまつわるエピソード等をユーモアを交えながら講演してくださり、参加者は講演の内容に聞き入っていた。

最後の祝賀パーティーは、河辺雄和商工会木村副会長が開宴の挨拶をし、秋田市議会鳥井教育産業委員長の乾杯の音頭ではじまり、参加者同士が談笑し、大変盛り上がりしました。また、会場内に設置された「河辺雄和地区の特産品紹介コーナー」も非常に好評でした。

最後に、雄和法人経営者協会の佐藤副会長の締めくめで「新春の集い」は終了しました。



中締の音頭を取る

法人経営者協会佐藤副会長

# 全国展開支援事業

## 数々の成果残し無事終了

平成十九年度河辺雄和商工会が、中小企業庁の補助事業で実施した「小規模事業者新事業全国展開支援事業」が、二月末で終了しました。

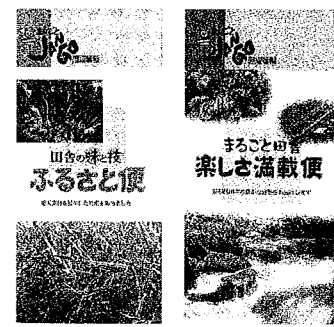
事業の内容と作成した数々の成果物を紹介いたします。

この事業は、地域内にある国際教養大学を活用し、外国人学生、英語等の外国語とのふれあい。また、地区内の大



河辺雄和地区の特産品の数々

自然が人のこころを癒してくれることから、大自然の中での色々な体験をミックスし、学習と自然を同時に満喫できる体験型観光メニューを構築し、全国に発信すること。さらには、特産品や土産品の一層の充実を図り、観光産業を中心とした地域経済を発展させることを目的に実施してきたものです。



今回の事業で出来たパンフレット

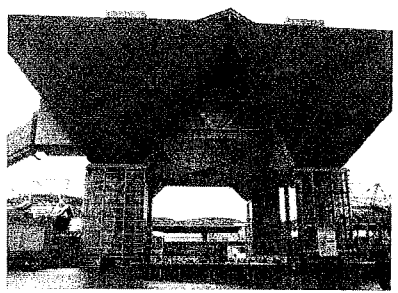
検討をしてきました。

さらには、観光の専門家の方々に現地調査、首都圏からのモニター体験などを実施しながら、地域内の業者のレベルアップを図りました。成果物としては、地元産りんごを使用したスパークリングワインを試作、特産品のパンフレットの作成、観光マップの作成、観光PR用DVDの作成をいたしました。また、今回の事業で「まるごとJANGO河辺雄和」というキャッチフレーズでこの地



ギフトショーでの河辺雄和商工会のスペース

域の売込みを心がけていくことで、将来的には地域ブランド化できるように頑張っていきたいと考え、色々なものに使用できるロゴマークも作成いたしました。これらの成果物と地元の特産品を持参し、二月五日から二月八日の四日間東京お台場の国際展示場(ビックサイト)で開催されたギフトショーに参加し、河辺雄和の観光や特産品のPRを行ってきました。



ギフトショーが開催された東京お台場のビックサイト

当地区は全国に名を馳せるような有名な観光地ではありませんが、魅力ある数々の資源と旅人を和ませる環境、さらには首都圏から五十分で来ることが出来る好条件を活かし、平成二十年度以降も県補助金を活用しながら継続した事業展開を実施していく予定です。

今後は、ロゴマークを活用した実用品の作成やブランド化に向けた取り組み、国際教養大学との連携したツアーパックの作成、行政や関係団体との一層の連携等を考えていきます。会員の皆様のお声やアドバイス等ありましたら、事務局にお話くださいますようお願いいたします。

### ロゴマーク 使用者募集

ロゴマークを使用した方は、河辺雄和商工会事務局へご連絡下さい。

まるごとJANGO河辺雄和 ロゴタイプ

完成したロゴの見本の一部

# パートタイム労働法が変わります！

～平成20年4月1日施行～

## 改正ポイント

### 1. 労働条件の文書等明示義務化

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れるとき「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」を文書等で明示することが**義務化**されます。

### 2. 待遇決定考慮事項の説明義務化

事業主は、雇い入れ後、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明することが**義務化**されます。

### 3. 働きや貢献に応じた待遇の決定

- ① 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮し、パートタイム労働者の職務内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して賃金を決定することが**努力義務化**されます。
- ② 事業主は、通常の労働者と比較して、パートタイム労働者の職務の内容と一定期間の人材活用の仕組みや運用などが同じ場合、その期間について、賃金を通常の労働者と同一の方法で決定することが**努力義務化**されます。
- ③ パートタイム労働者と通常の労働者の職務の内容が同じ場合、その職務を遂行するに当たって必要な知識や技術を身につけるために通常の労働者に実施している教育訓練に付いては、パートタイム労働者が既に必要な能力を身につけている場合を除き、事業主はパートタイム労働者に対しても通常の労働者と同様に実施することが**義務化**されます。
- ④ 上記の訓練以外の訓練、例えばキャリアアップのための訓練などについては、職務の内容の違い如何にかかわらず、事業主はパートタイム労働者の職務内容、成果、意欲、能力及び経験などに応じ実施することが**努力義務化**されます。
- ⑤ 「給食施設」、「休憩室」、「更衣室」について、事業主は、パートタイム労働者に利用の機会を提供するよう配慮することが**義務化**されます。
- ⑥ 事業主は「通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者」の待遇を**差別的に取り扱うことが禁止**されます。

### 4. パートタイム労働者から通常の労働者へ転換のチャンス

事業主は、通常の労働者への転換を推進するための措置を講じることが**義務化**されます。

### 5. パートタイム労働者と事業主の苦情・紛争の解決の仕組みがととのえられる

- ① 事業主がパートタイム労働者から苦情の申出を受けたときは、事業所内で自主的な解決を図ることが**努力義務化**されます。
- ② 紛争解決援助の仕組みとして、「都道府県労働局長による助言、指導、勧告」、「均衡待遇調停会議による調停」が設けられます。

## パートタイム労働者の定義

パートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）の対象である「短時間労働者（パートタイム労働者）」は、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。

例えば、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の対象となります。